

前回の質問の回答

Q：国立大学法人化後、大学の特許権、データベース著作権や研究試料等も含めた知的財産は全て機関帰属となるのでしょうか。また、国立大学法人は研究者に対して、知的財産の機関帰属について契約の中で定めるのか、ガイドラインとして示すのでしょうか。

A（文部科学省）：

法人化後の知的財産の取り扱いについて

国立大学法人においては、法人化を契機とし、組織として一元的に知的財産の管理活用をはかることとしている。そのため、各大学ごとの定めに基づき、知的財産の帰属については、機関帰属へ転換する。

研究試料の取り扱いについて

国立大学法人においては、研究試料についても機関帰属とすることとなるため、権利の移転に際しても特許等の無体の知的財産と研究試料等の有体物を一体的に扱うことができることとなる。また、法人化前の国有の特許及び研究試料については、法人化の際に（平成16年4月）各国立大学法人に承継され、法人所有の財産（機関帰属）となる。

データベース及びプログラムの著作権の取扱いについて

国立大学法人においては、データベース及びプログラムの著作権の帰属について、他の知的財産と同様に機関帰属へ転換することとしている。

研究者に対する知的財産の機関帰属についての契約について

法人化後は、研究者が生み出した知的財産の機関帰属について、各国立大学法人と研究者個人との間で結ぶ雇用契約の中で定めることとなる。知的財産の帰属を含めた雇用関係の具体的な内容は、各国立大学法人の就業規則等で規定する場合もある。

Q：「平成15年度MOT人材育成規模」(経済産業省)資料のディグリープログラムには全部専門職大学院として設置認可を受けたところが記載されているのでしょうか。

A (経済産業省)：

現在技術経営 (MOT) 教育は、専門職大学院に限らず、通常の大学院の強化において行われているものであり、資料のディグリープログラム全部が専門職大学院として認可されたものとはなっていない。

平成15年度MOT人材育成規模計

ディグリープログラム		ノンディグリープログラム	
教育機関名	定員(名)	教育機関名	定員(名)
九州大学大学院 経済学府産業マネジメント専攻	45	(株)アイ&ピーと	40
高知工科大学大学院 工学研究科基礎工学専攻	210	(財)大学コンソーシアム京都	20
静岡理科大学大学院 理工学研究科	25	東京大学 先端科学技術研究センター	約50
芝浦工業大学大学院 工学マネジメント研究科	28	北海道大学 先端科学技術共同研究センター	40
信州大学大学院 経済・社会政策科学研究科イノベーションマネジメント専攻	10	小計	約190
筑波大学大学院 ビジネス科学研究科経営システム科学専攻	30		
東京大学 先端科学技術研究センター	60		
東京工業大学大学院 社会理工学研究科	若干名		
東京都立大学大学院 社会科学研究科経営学専攻	40		
東北大学大学院 工学研究科技術社会システム専攻	30		
名古屋工業大学大学院 産業戦略工学専攻	21		
日本大学大学院 グローバルビジネス研究科	25		
北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科	20		
横浜国立大学大学院 環境情報学府環境マネジメント専攻	44		
立命館アジア太平洋大学大学院 経営管理研究科	25		
早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科国際経営学専攻	約55		
小計	約670		

単一講座	
教育機関名	科目数
青山学院大学大学院 経営学研究科	2
金沢大学大学院 自然科学研究科	2
(株)グロービス	1
工学院大学 第1部国際基礎工学科	4
高知工科大学	3
(株)サイコム・インターナショナル	6
東京大学	16
東京工業大学大学院 情報理工学研究科	1
東京都立科学技術大学	2
東京農工大学大学院 工学研究科	2
山口大学大学院 理工学研究科	3
小計	42

※H15.10時点で知識中のプログラム。
 ※数値は、「技術経営(MOT)教育の現状に関する実態調査(2003.9)」に基づくものであり、必ずしも国内における全てのMOTプログラムを網羅したわけではない。

上記表において を付したプログラムが専門職大学院として認可されているものであり、その他のディグリープログラムは全て通常の大学院である。

なお、平成16年度より東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科総合科学技術経営専攻がMOTの専門職大学院として開設予定。

Q：「特許審査を迅速化するための総合施策」（知的財産戦略推進事務局）資料の中の『実用新案制度の魅力の向上』では具体的にどのような施策を検討されているのでしょうか。

A（特許庁）：

以下の措置からなる実用新案法の改正を行うことにより、無審査登録制度である実用新案制度の魅力を上向きさせ、模倣品対策などの活用を促進するとともに特許出願に代替効果のある実用新案出願の奨励を図る。

権利期間を6年から10年に延長する

実用新案登録後でも特許出願への変更を可能にする

Q：生研機構（現生研センター）の予算で大学が受託した場合、バイドール条項が適用され、大学帰属ということになりますか。また、法人が独立行政法人になる前と後で取扱いは違いますか。

A（農林水産省）：

生研機構（現生研センター）からの受託研究については、平成15年4月以降バイドール条項が適用されています。

なお、バイドール条項の適用は平成15年10月独法化後も取扱いは変えておりません。